

介護保険の現状

ファイナンシャル・プランナー 浅見 浩

私の母は「認知症」の疑いがあったため、介護認定を申請しようとしたところ、健康診断書の提出を求められました。そこで健康診断すべく母を病院に連れて行きましたら「かなりの貧血なので、すぐに入院！！」8月21日のことでした。

連日にわたり輸血や点滴、それと並行してリハビリを受けてようやく回復をしましたので晴れて退院となりました。

地域のケアマネージャーさんに就いて頂きまして市役所の介護認定もこれから行なわれます。介護が必要かどうかの状態を確認に来て頂くまで、申請してから1ヶ月以上の時間が掛かります。昨今は介護認定をされる方が急激に増えているのです。

今後は介護関係も自分自身で民間の保険加入を考えなくてはならなくなりそうです！さて介護保険の受給者は何万人でしょう？

公的介護保険利用者は過去最多を記録（平成21年度調査結果より）

高齢化とともに介護に関する不安も高まっている現在、厚生労働省が公表した平成21年度の「介護給付費実態調査結果の概況」では、公的介護保険の利用者が過去最多を記録しています。

以下、平成21年5月審査分から平成22年4月審査分（以下「平成21年度」）の利用状況の傾向と問題点を整理してみました。

年間の実受給者は前年より17万人増で過去最多の【469万人】

公的介護保険のサービスには、介護予防サービスと介護サービスがありますが、年間累計受給者数は前年度より17万6000人増えた【約469万人】。これは過去最多の記録といわれています。

介護予防サービスより、介護サービス利用者のほうが圧倒的に多く、内訳は以下のようになります。

- ・介護サービスが前年より約12万人増の【380万人】
- ・介護予防サービスが前年より2.7万人増の約【113万人】

まず「介護サービス」についてですが、訪問通所が多く、中でも「介護予防福祉用具の貸与」が増えています。貸与するのは特殊寝台や車いすが多いようです。

次に「介護予防サービス」についてですが「地域密着型サービス」というものは意外と少なく、「介護予防支援」が大半を占めています。

この「介護予防支援」とは、居宅の「要支援1」「要支援2」認定者が予防サービスを適切に利用できるよう介護予防サービス計画と調整したり、事業所などと連絡をとりながら支援することです。

1年間で要介護（要支援）状態が重度化の割合大

1年間継続して「介護予防サービス」または「介護サービス」を受給した人の中で、約1年後に状態がどう変わってきたかをみると、以下のような傾向が出ています。

- ・「要支援1」の人数は前年より減少 約3割は重度化

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

Copyright © 2010 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

- ・「要支援2」～「要介護4」の人は、軽度化<重度化
- ・「要介護5」は96%が状況変わらず 要介護5のまま

サービス種類別にみた【受給者1人当たり費用額】も増加

1人当たりのサービス費用額の平均は月額15.7万円。前年同月分より約6,000円も増加しています。1人当たり費用の月額、施設サービスの割合が高く（介護保健施設サービス・介護福祉施設サービス・介護療養施設サービス）なんと29.7万円にものぼります。

これは、前年度より9,800円の負担アップ。

また、1人当たり月額費用額を都道府県別にみると、「介護予防サービス」は福井県が4.4万円と最も高く、次いで沖縄県が4.3万円。

一方、「介護サービス」では、沖縄県や高知県が1位と2位で、約2.1万円。

入所期間は1年～5年未満が多い

平成22年3月中に退所した人について、要介護状態区分別に施設入所の期間の割合をみると、

- ・介護福祉施設サービスでは、どの要介護状態でも「1年～5年未満」が最も多い
 - ・介護保健施設サービスでは、
- 要介護1～要介護3では「30日～90日未満」や「90日～180日未満」の割合が多いが、要介護4・要介護5では「1年～5年未満」の割合が最も多くなっている
- ・介護療養施設サービスでは、
- 要介護状態の区分が高くなるにつれ「1年～5年未満」の割合が多くなっている

以上の傾向の中で注目すべきポイントは、公的介護保険の利用者が過去最多を記録し、1人あたりの費用の増額が顕著なことでしょう。

厚生労働省は「高齢化の進展に伴う自然増が要因」とみており、人口構造からもこの傾向は将来も避けられない問題です。要支援に認定される時点から重度化する傾向も高く、介護に要する年数も1年～5年が多いなど、長期化が一層進むのも気になります。

利用者1人当たりの費用額や要介護状態の重度化を考えると、今後介護サービスに対する資金準備や保険加入などは必要不可欠になるものと思われます。

また、公的介護保険の財政は全くもって楽観視できず、利用者のみならず現役世代の社会保険料や納税負担の増は避けられない状態です。

そうした流れを認識した上で、老後資金の中でも介護へ回せるための余裕を持つべく、あらかじめ生活設計やキャッシュフローのチェックを行って、長い目で積立することがより重要視されてくるでしょう。

<ご参考>

平成21年度 介護給付費実態調査結果の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/09/index.html>

今回も最後まで長文をお読みいただきましてありがとうございます！

「備えあれば、憂いなし」です。いつでもご相談にいらして下さい。